１．コンプライアンス推進の取組み状況について

（１）島根原子力発電所点検不備等に対する取組み状況

■再発防止対策の主な実施状況

前回委員会報告以降における再発防止対策の主な取組み状況は次のとおり。
なお、全体の実施状況は別紙のとおり。

ａ．不適合管理プロセスの改善

２０２３年５月～７月の不適合判定検討会において、５３３件の状態報告（不具合情報、前兆、気づきなどの報告）を審議し、このうち１９７件を不適合とした。

上記期間中、Ａ、Ｂグレードの不適合事象は発生していない。

ｂ．原子力部門の業務運営の仕組み強化

・原子力部門戦略会議を定例的に開催し、点検不備問題およびサイトバンカ建物未巡視問題に係る再発防止対策について進捗状況やその運用状況等を確認した。

・原子力安全維持・向上活動、パフォーマンス指標（PI）の検討状況、廃棄物委員会等の活動状況、重要課題の進捗状況について確認した。

ｃ．原子力安全文化醸成活動の推進

（ａ）役員と発電所員、本社社員との意見交換

日程	出席者	テーマ
8/24	・社長 ・発電所　所長、副所長、部長クラス	・フリーディスカッション

（ｂ）お客さま視点の価値観を認識する機会拡大

個々の業務の重要性や地域との関わりに関する認識向上のための地元行事や社会貢献活動等への参加については、全員参加を目指して取組みを継続中である。

（ｃ）原子力安全文化の日の行事（６月２日）

原子力安全文化意識向上を目的として、「社長訓話」をはじめとする行事の様子を撮影した動画ＤＶＤを発電所構内の協力会社に配付し、視聴を依頼した。

ｄ．原子力部門人材育成プログラムへの取組み

多様な価値観に触れる経験を通じて幅広い視野を涵養するなどの観点から、以下の施策について実施。

・階層別研修〔７月〕

入社２年目社員（7/18：２１名受講)、主任クラス（第１回（7/20)：１５名受講、第２回（7/21)：１４名受講）を対象とした研修を実施。

副長クラス（7/26：１名）が社外セミナーを受講。

・近隣事業所における業務体験〔７月〕

島根原子力発電所の若年層社員（２名）を、中国電力ネットワーク株式会社へ派遣（7/24～7/26)。

島根統括セールスセンターおよび島根原子力本部へは、８月下旬から９月下旬にかけて派遣予定。

（２）島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に対する取組み状況

■再発防止対策の主な実施状況

直接的な原因および根本的な原因に対する再発防止対策は、２０２１年１月末までに完了しており、以降は、日常業務の仕組みの中でＰＤＣＡを回して、自律的かつ継続的に改善を図りながら実施している。

■原子力安全文化の更なる向上、高みを目指す取り組み状況

サイトバンカ問題の調査結果を踏まえた原子力安全文化の更なる向上、高みを目指す取組みとして検討を行っていた「現場に即した活動となる仕組みの構築」については、２０２１年７月、原子力部門の業務の監視・評価機能を電源事業本部（原子力品質保証）に設置し、協力会社を含めた原子力安全や安全文化醸成に係る監視・評価機能の強化を図っている。

また、原子力安全文化醸成活動を一元的に管理する観点から、上記監視・評価を主たる業務とする組織（原子力安全監理）を電源事業本部内に設置し、原子力強化プロジェクト機能を移管するため、本年１月３１日、原子力規制委員会に保安規定変更認可の補正申請を行った。

＜前回委員会以降に実施した原子力安全文化醸成に係る監視・評価等の内容＞

〇今年度の協力会社※の原子力安全文化醸成活動計画を審査

- 書面に加えて、協力会社の現地事務所を訪問したうえで、各社の原子力安全文化醸成活動計画を審査した（５月後半に実施）。
- その結果、コンプライアンスに係る教育や研修が織り込まれていることを確認した。
- また、前年度実績を反映した次年度計画が策定されており、原子力安全文化醸成活動に関するＰＤＣＡサイクルが回されていることを確認した。

※島根原子力発電所構内に常駐している原子力安全に携わる協力会社が対象

（３）コンプライアンス推進施策の主な実施内容

ａ．役員事業所訪問（５～６月）

役員が全事業所を訪問し、一連の不適切事案の概要を説明するとともに、事業所員との質疑応答・意見交換を実施。本社も同様に、部長等が説明を実施。

ｂ．所属長による業務点検（６～８月）

全所属長（ライン課長・マネージャー）が全社共通項目や事業本部等の独自項目にもとづき点検を実施。更に、部長・所長等との話合いを通じて、取り組むべき課題を抽出。コンプライアンス推進部門は、各職場の点検結果および取組み事例を所属長へフィードバック。

なお、一連の不適切事案を踏まえ、一部項目を追加。

ｃ．コンプライアンス経営推進誓約（６月）

６月の人事異動に伴い誓約の対象となった取締役（執行役員を含む）および組織の責任者２８名が「コンプライアンス経営推進誓約書」に署名し、執務室に掲示。

また、独占禁止法遵守誓約書についても、対象者（上記に加え、販売事業本部・経営企画部門のマネージャー以上、セールスセンター所長、東京支社のマネージャー以上）が署名し、執務室に掲示。

ｄ．コンプライアンスガイドラインの改訂（７月）

社会情勢の変化や法令等の動向、一連の不適切事案を踏まえ、年１回の定期見直しを行い、全社員へ周知。

ｅ．不適切事案の水平展開（７月）

中国電力グループで発生した不適切事案や企業倫理相談窓口へ通報された事案（２０２２年１１月～２０２３年４月）について、各事業本部等およびグループ会社へ水平展開を実施（今年度１回目）。

ｆ．個人情報保護研修（７月）

個人情報保護に関する意識・感度の向上を目的に年２回、社員教育を実施することとしており、今年度は、一連の不適切事案を踏まえ、受講対象者を拡げて実施（取締役、執行役員を対象に追加）。

ｇ．エネルギアグループ　コンプライアンス特別研修（８月）

当社・グループ会社の役員など約１００名を対象に、コンプライアンス経営に関する会長訓示および社外講師による講演を実施。講演内容は後日、社内報９月号に掲載予定（開催方式については、オンラインと集合を組み合わせたハイブリッド型で実施）。

（ａ）会長訓示

- コンプライアンス最優先の業務運営を徹底させるため、次の２点を要請。
  - ✓ これまでの常識を疑い、ルールや習慣を見つめ直す
  - ✓ 風通しの良い職場づくり

（ｂ）社外講師講演

【演題】知らなかったでは逃れられない経営責任

【講師】徳山　誠　氏

【概要】人間誰でもミスや失敗は隠したくなるため、「責任を果たす」という建前で「自己完結」を図ろうとする。しかし、不正・不祥事は、必ず発覚することを認識し、速やかに開示する意識を持つ。経営者の責任は不祥事の「責任」をとることではなく、不祥事を起こさないようなマネジメントを行うこと。

ｈ．グループ会社の管理・指導面

エネルギアグループ　コンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催

（７月）

今年度１回目を開催し、各社の責任者へコンプライアンス推進の取組み等について働きかけるとともに至近の情勢について情報交換を実施。

（主な実施内容）

✓ 中国電力グループにおける経営リスク・内部通報の現状説明

✓ 中国電力グループにおける不適切事案の水平展開

✓ 一連の不適切事案の概要・対応状況等の説明

２．一連の不適切事案に係る対応状況等について

（１）再発防止策の実施状況

一連の不適切事案に対する再発防止策については、各命令・勧告等の内容および弁護士を含めた社内調査の結果を踏まえて策定し、順次実施している。

なお、実施状況は会社ホームページにおいて公開している。

（２）前回委員会以降に実施した主な再発防止策等

ａ．社外取締役の増員（６月）

第９９回定時株主総会にて、会社提案である社外取締役（監査等委員である取締役を除く）２名が選任され、これにより社外取締役が１名増員。

新任社外取締役：菖蒲田　清孝氏（マツダ株式会社　代表取締役会長）

ｂ．社内リーニエンシー制度の導入・周知（６月）

競争法遵守規程において、競争法違反行為に関与した社員等が自主的に社内外の窓口等へ通報した場合や調査に協力した場合には、処分を減免することがある旨を新たに規定。

ｃ．独占禁止法に関する研修の実施（６月～７月）

・　営業活動に従事する販売事業本部（事業所含む）および経営企画部門の社員を対象に実施。（６月～７月）
〔受講率〕販売事業本部：９７．９％（本社）　９６．９％（事業所）
経営企画部門：９５．８％

・　役員（取締役、常務執行役員・執行役員）および関係箇所の管理職等を対象に実施。（７月）
【演題】独禁法遵守に向けて～『不当な取引制限』を念頭に
【講師】西村あさひ法律事務所　尾崎　恒康　弁護士
〔受講率〕９７．８％【未受講者は社内動画配信システムにて視聴】

ｄ．根本原因の分析（８月）

一連の不適切事案に係る根本原因について、現在、分析を実施中。

（３）個人情報保護委員会からの行政指導への対応状況

・　当社は、本年６月 29 日付で、「中国電力ネットワーク株式会社が保有する新電力顧客情報の不正閲覧事案」および「再生可能エネルギー業務管理システムの不正閲覧事案」に関し、個人情報保護委員会（以下「個情委」）より、個人情報の「適正な取得」および「安全管理措置」の観点から行政指導を受け、現在、この指導への対応を実施中。

・　個情委より、指導への対応状況（予定を含む）について、本年 9 月 29 日までに報告するよう求められている。

（４）景品表示法違反事案への対応状況

景品表示法違反事案について、本年 8 月 30 日付で消費者庁より措置命令を受け、現在、この命令への対応を実施中。

（５）内部統制強化委員会

社外の視点から管理間接部門、内部監査部門の取組み等について助言等を行い、内部統制システムの強化を目的とする、内部統制強化委員会を設置。

３．内部通報制度の運用状況について

２０２３年５月～７月の間に、相談窓口に１６件の通報・相談が寄せられた。いずれの事案についても必要に応じて事実調査等を行い、顕名による通報・相談者には結果を連絡するなど対応した。

社内・社外別 通報・相談件数 （件）

	５月	６月	７月	計
社内窓口	７（３）	５（２）	２（０）	１４（５）
社外窓口	０（０）	０（０）	２（０）	２（０）
計	７（３）	５（２）	４（０）	１６（５）

（　）はグループ会社に関する受付件数を再掲。

顕名・匿名別 通報・相談件数 （件）

	５月	６月	７月	計
顕　名	４（１）	２（０）	２（０）	８（１）
匿　名	３（２）	３（２）	２（０）	８（４）
計	７（３）	５（２）	４（０）	１６（５）

（　）はグループ会社に関する受付件数を再掲。

参考）中国電力ネットワーク独自相談窓口への通報・相談件数（件）

	５月	６月	７月	計
顕　名	0	3	0	3
匿　名	0	0	1	1
計	0	3	1	4

（注）前回委員会報告以降に進捗した箇所を網掛けで表示。

別　紙

島根原子力発電所点検不備に係る再発防止対策の主な取組み状況

直接的な原因に対する再発防止対策

点検計画表不備への対応

点検計画表の修正（2010年6月末完了）

業務手順の改善・明確化、手順書の見直し

直接原因に係る再発防止対策（2010年7月末完了）

点検計画の作成・変更、工事仕様書の作成手順の見直し等、点検不備に至った業務手順の改善・明確化を実施。

その他の取組み

点検計画表の継続的見直し

点検計画表における点検方法、点検頻度等について、機器の安全重要度、劣化要因を考慮して、より妥当性の高い内容に継続的に見直し

◇点検計画表における点検方法、点検頻度等の継続的見直しを検討するワーキンググループを結成し、活動中。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム（ＥＡＭ）」の活用

・現在開発中のＥＡＭにより、紙ベースで管理している膨大なデータをシステムで管理

・「原子力強化プロジェクト」は、発電所と連携して業務プロセスの改善による更なる業務処理の正確性および効率性向上を検討、実施

◇２号機の点検計画表データをＥＡＭ保守管理データとして整備し、第17回定期検査（2012/1開始）に向けて、2011/12に本運用を開始。

◇１号機についても、点検計画表データをＥＡＭ保守管理データとして整備し、2012/10より運用開始。

点検時期を超過していた機器の健全性評価

◇２号機１６２機器の全てについて健全性の確認を終了（2010.7.27）

◇１号機３４９機器の全てについて健全性の確認を終了（2011.1.6）

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適合管理

不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく　適切な対応ができなかった。

組織・風土

「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

原子力品質マネジメントシステムの充実

不適合管理プロセスの改善

■不適合管理が適切に行われ、不適合の判断が限られた箇所で決定されること等がないよう、不適合管理プロセスを改善する。

○ 不適合管理を専任で行う担当を設置（2010.6.29）
＜活動状況＞・発電所員に対し、不適合管理の必要性や基準についての教育を実施（2010.7.29～8.2）
・品質保証講演会（2010.9.16）、不適合判定検討会委員への専門教育（2010.10.14）
○ すべての不具合情報について検討し処置を決定する「不適合判定検討会」の運用を開始（2010.8.1）
＜活動状況＞　不適合と判定した事象全てを半月毎に当社ホームページ上で公開（2010.9.7開始）

原子力部門の業務運営の仕組み強化（保守管理体制・品質保証体制の再構築）

■規制要求の変化に速やかに対応し、適切にマネジメントできる仕組みを強化する。

○ 原子力部門の重要課題を統括する「原子力部門戦略会議」を設置（2010.7.27）
＜活動状況＞　第1回開催（2010.7.27）～第148回開催（2023.7.10）
○ 本社、発電所からなる「原子力安全情報検討会」を設置（H22.7.30）
＜活動状況＞　第1回開催（2010.8.13）～第142回開催（2023.6.27）
○ 発電所の統括機能を強化し、責任体制を明確化するため、品質保証部・保修部を設置（2010.9.7）、技術部・発電部を設置（2011.3.1）。

原子力安全文化醸成活動の推進

■経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社（関係会社・協力会社を含む）で醸成する活動を推進する。

○社長直属の組織として「原子力強化プロジェクト」を設置（2010.6.29）
・職場話し合い研修：2010年度3回。2011～2013年度年間2回。2014年度以降年間1回。2023年度は4～5月に実施。グループ行動基準は策定済。
・役員と発電所・建設所員との意見交換会を実施：2010年度8回。2011～2017年度年間6回（2013年度7回）。2018年度、2019年度年間8回。2020年度以降年間4回。2023年度は8.24に実施。
・原子力安全文化醸成研修会を開催：2010年度3回。2011～2013年度年間2回。2014～2015年度年間1回。2016～2017年度年間2回。2018～2022年度年間1回。
・福島支援派遣者座談会を実施し、社内報に掲載（2011年度）。
・原子力部門関係者の情報交換の場となる社内ＳＮＳを活用（2010.12～2014.12）。
○ 社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」を設置し開催：2010年度4回。2011年度以降年間2回（2015年度は臨時開催を含み3回）。
○ 地元の方々との対話活動の充実
鹿島町・島根町・橋北地区全戸訪問（2010年度）、技術系社員による見学会対応（2010.7～）、定例訪問へ参加（2010.7～）、地元行事へ参加（2010.9～）、地元意見の職場内共有（2010.9～）
○ 原子力の重要性や安全文化の大切さを全社で確認する「原子力安全文化の日」を制定（2010.6.3）
2011年度から毎年6月に行事実施。2023年度は6.2に発電所で社長訓話、「誓いの鐘」の鐘打等を実施するとともに、全社に対し社長メッセージを発信。
○ コンプライアンス強調月間行事として、点検不備問題に関する風化防止ビデオの視聴など再発防止に向けた取組みを毎年11月に実施。（2010年度～2014年度※）
※…2015年度以降はＬＬＷ流量計不適切事案の再発防止対策に関する取組みに見直し